

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正することについて

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 3 月 2 5 日提出

秦野市伊勢原市環境衛生組合
組合長 高 橋 昌 和

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、国家公務員に準じて、仕事と介護の両立支援制度の強化等及び子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡大するため、改正するとともに、字句の整理を行うものであります。

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和51年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「配偶者の父母その他規則で定める者」の次に「（第12条の4において「配偶者等」という。）」を加える。

第12条の3の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第12条の4 組合長は、職員が、配偶者等がその職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、その職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（以下「請求等」という。）に係るその職員の意向を確認するための面談その他の措置をとらなければならない。

2 組合長は、職員に対して、その職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 組合長は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、その職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第12条の5 組合長は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第14条の3第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に、「処置」を「措置」に改め、同条第3項中「処置」を「措置」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が規則で定めるところによりその子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に、「処置」を

「措置」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第5号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p>(介護休暇)</p> <p>第12条の2 職員は、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員がその職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（その請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、その職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準じる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）、配偶者の父母その他規則で定める者（第12条の4において「配偶者等」という。）で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々がその介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6か月を越えな</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第12条の2 職員は、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員がその職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（その請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、その職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準じる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）、配偶者の父母その他規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々がその介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6か月を越えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」</p>

い範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められるときは、介護休暇を受けることができる。

2 （略）

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第12条の4 組合長は、職員が、配偶者等がその職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、その職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（以下「請求等」という。）に係るその職員の意向を確認するための面談その他の措置をとらなければならない。

2 組合長は、職員に対して、その職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 組合長は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、その職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第12条の5 組合長は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置をとらな

という。）内において勤務しないことが相当であると認められるときは、介護休暇を受けることができる。

2 （略）

なければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(養育又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第14条の3 (略)

- 2 組合長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が規則で定めるところによりその子を養育するために請求したときは、その請求をした職員の業務を処理するための措置をとることが著しく困難である場合を除き、第14条に規定する正規の勤務時間を超える勤務（災害その他避けることのできない理由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。
- 3 組合長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところによりその子を養育するために請求したときは、その請求をした職員の業務を処理するための措置をとることが著しく困難である場合を除き、1か月について24時間かつ1年について150時間を超えて、前項に規定する勤務をさせてはならない。
- 4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者でその子の親であるものが、深

(養育又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第14条の3 (略)

- 2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が規則で定めるところによりその子を養育するために請求したときは、その請求をした職員の業務を処理するための処置をとることが著しく困難である場合を除き、第14条に規定する正規の勤務時間を超える勤務（災害その他避けることのできない理由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。
- 3 組合長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところによりその子を養育するために請求したときは、その請求をした職員の業務を処理するための処置をとることが著しく困難である場合を除き、1か月について24時間かつ1年について150時間を超えて、前項に規定する勤務をさせてはならない。
- 4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者でその子の親であるものが、深

夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態としてその子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合におけるその職員を除く。）が、規則で定めるところによりその子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところによりその子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、その要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「その請求をした職員の業務を処理するための措置をとることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 （略）

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態としてその子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合におけるその職員を除く。）が、規則で定めるところによりその子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が規則で定めるところによりその子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところによりその子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、その要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「その請求をした職員の業務を処理するための処置をとることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 （略）